

園内駐車場配置案

園内駐車場等とは、本図の①～④及び駐輪場を指し、与野中央公園の（指定）管理者が管理する。

ゾーニングイメージ

S=1:600 (A1)



①、③、④及び駐輪場は、原則として、与野中央公園利用者とサブアリーナ利用者用とする。

本三叉路においては、車両の右折入出庫は規制する予定（規制方法は未定）

付け替え道路

施設内
駐車場
(場所・台数は提案による)

①

②

③

④

②はメインアリーナでの興行開催時においてのみ、関係者用駐車場として臨時的に使用するものとし、それ以外は使用しない。

付け替え道路

周回園路

用水路

遊歩道

植栽帯

駐輪場

周回園路

遊具広場等

開設済公園

くさはら広場・遊具等

次世代型スポーツ施設
(想定)

インクルーシブ
エリア

開設済公園

駐車場等

スケボーパーク

調節池

草地広場

沓砂池
(利用禁止)

さいたま市
中央区
新中央四丁目

さいたま市
中央区
新中央四丁目

さいたま市
中央区
本町一丁目

市道(旧) (たつの通り)

さいたま市
中央区
新中央四丁目

さいたま市
中央区
新中央四丁目

さいたま市
中央区
本町一丁目

さいたま市
中央区
本町一丁目